



県章

山形県公報

平成27年5月15日(金)
第2646号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……659
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……660
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) ……同
- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村整備課) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(同) ……661
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……662
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……663
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………664

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 平成28年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……666
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……674
- 裁決手続開始の決定……………(収用委員会) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(中央病院) ……675

告 示

山形県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人白鷹こぶし会 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3434番地	障がい福祉サービス事業所 こぶしの家 西置賜郡白鷹町大字鮎貝 3434番地の6	就労継続支援 (B 型)	25名	平成27. 5. 1

山形県告示第492号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和36年12月県告示第1001号) の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年4月20日から適用する。
- 平成27年4月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第493号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和44年9月県告示第967号) の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年4月20日から適用する。
- 平成27年4月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第494号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生 産 業 者		有効期限
					名 称	住 所	
山 形 県 第 442 号	米ぬか油 かす及び その粉末	特選王将印脱 脂ぬか	窒素全量 2.5 りん酸全量 5.5 加里全量 2.3		三和油脂株 式会社	天童市一日町四 丁目1番2号	平成 33. 5. 16

山形県告示第495号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成27年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定年月日
平成27年 4月17日

- 2 調査を行う者の名称
遊佐町
- 3 調査地域
飽海郡遊佐町杉沢の一部
- 4 調査期間
平成27年4月20日から平成29年3月31日まで

山形県告示第496号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字灰塚、大字渋江、大字漆山、大字村木沢、大字門伝、大字若木、大字常明寺、大字古館、飯塚町、藤沢川、大字下反田及び大字上反田の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成28年3月31日まで
米 沢 市	大字李山の一部	同
鶴 岡 市	東堀越、温海川及び木野俣の各一部	同
酒 田 市	北俣及び生石の各一部	同
上 山 市	十日町、新丁、御井戸丁、北町本丁、新町一丁目及び旭町一丁目の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成27年12月31日まで
	鶴脛町一丁目、湯町、元城内、十日町及び新湯の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成28年3月31日まで
長 井 市	成田、森及び宮の各一部	同
天 童 市	大字寺津の一部	同
尾 花 沢 市	大字上柳渡戸、大字鶴子、大字細野、大字中島、大字押切、大字行沢、大字六沢及び大字下柳渡戸の各一部	同
南 陽 市	蒲生田及び宮内の各一部	同
大 江 町	大字柳川、大字勝生及び大字小清の各一部	同
最 上 町	大字向町、大字月楯、大字若宮、大字法田、大字東法田、大字黒沢、大字志茂、大字大堀、大字本城、大字満沢及び大字富澤の各一部	同

川 西 町	大字下小松及び大字中小松の各一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町大字田井字田中26番3から 同 39番3まで	旧	5.2メートル ? 5.0	メートル 7
同 上	新	5.6メートル ? 5.0	同 上

山形県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町大字田井字田中26番3から
同 39番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月15日

山形県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字川前字山下87番 5 から 同 87番63まで	旧	21.7 メートル } 16.7	20.4 メートル
同 上	新	39.6 メートル } 16.7	同 上

山形県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年 5 月15日から同月28日まで縦覧に供する。
 平成27年 5 月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中川代川尻余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町主殿新田字北浦76番 1 から 同 66番まで	旧	13.0 メートル } 11.0	51 メートル
同 上	新	11.5 メートル } 10.5	同 上

山形県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 5 月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市全域
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年 4 月15日から平成27年 3 月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（写真地図作成）

山形県告示第502号

昭和39年 8 月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成27年 7 月 1 日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成27年 5 月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「、請負代金額が1件100万円以上の工事については」を削り、同条第3項中「、請負代金が1件1,000万円以上の工事については」を削る。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成27年5月15日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年5月18日（月） 午後2時45分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
 - (1) 第6次山形県教育振興計画の策定について
 - (2) 山形県文化財保護審議会委員の解嘱について
 - (3) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱（任命）について
 - (4) 山形県図書館協議会委員の委嘱（任命）について
 - (5) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、橋梁点検車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日 時 平成27年6月25日（木） 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 橋梁点検車 2台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成28年3月10日（木）
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年6月8日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Bridge Inspection Vehicle Quantity: 2

(2) Time limit for tender: 2:00 P. M. June 25, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2723

平成28年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成27年5月15日

山形県教育委員会

教育長 菅 野

滋

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校種・職		教科・科目	選考区分			採用見込数
小学校	教諭		一般選考	教職大学院修了見込者特別選考 現職教員特別選考 ※身体障がい者特別選考		約100名
中学校	教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考			約55名
		英語	一般選考及び社会人特別選考			
特別支援学校	小学部教諭		一般選考			約20名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考			
		英語	一般選考及び社会人特別選考			
高等学校	教諭	国語、「世界史・日本史」、公民、数学、化学、生物、地学、保健体育、音楽、家庭（調理系）、水産	一般選考			約25名
		英語、電気	一般選考及び社会人特別選考			
	助教諭	電気	一般選考及び社会人特別選考			
養護	教諭		一般選考			約15名
栄養	教諭		一般選考		若干名	
※身体障がい者特別選考		上記の全ての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、教職大学院修了見込者特別選考及び現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含む。				

スポーツ特別選考	高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、教職大学院修了見込者特別選考及び現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
----------	--

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校又は特別支援学校小学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、第2志望としてそれぞれ特別支援学校小学部又は小学校を併願することができる。
- 3 中学校又は特別支援学校中学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ特別支援学校中学部又は中学校を併願することができる。

2 志願資格

(1) 全ての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 選考区分ごとの資格

イ 一般選考の志願者の資格

それぞれの校種の教諭の普通免許状*1、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成28年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の家庭（調理系）の教諭を志願する者にあつては、高等学校家庭の普通免許状に加えて専門調理師又は調理師免許状を有する者又は平成28年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者とする。なお、各普通免許状は、平成28年4月1日時点で有効なものとする。

また、高等学校の電気の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者とする。

*1 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

ロ 社会人特別選考の志願者の資格（(イ)及び(ロ)に該当する者）

(イ) 平成28年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く。）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者

(ロ) それぞれの校種の平成28年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は平成28年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の電気の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者

ハ 身体障がい者特別選考の志願者の資格（(イ)、(ロ)及び(ハ)の全てに該当する者）

(イ) 一般選考の志願者の資格と同じ

(ロ) 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

(ハ) 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能なる者

ニ 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（(イ)及び(ロ)に該当する者）

(イ) 一般選考の志願者の資格と同じ

(ロ) 平成26年4月から教職大学院に在籍し、平成28年3月に修了見込みの者で、平成25年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

ホ 現職教員特別選考の志願者の資格（(イ)、(ロ)及び(ハ)の全てに該当する者）

(イ) 一般選考の志願者の資格と同じ

(ロ) 昭和51年4月2日以降生まれの者

(ハ) 平成28年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、5年以上継続して在職している心身ともに健康なる者

なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

ヘ スポーツ特別選考の志願者の資格（(イ)、(ロ)及び(ハ)の全てに該当する者）

(イ) 一般選考の志願者の資格と同じ

(ロ) 昭和45年4月2日以降生まれの者

(ハ) 高等学校卒業後、次に掲げる競技種目において、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者又は全国レベルの大会（日本選手権、国民体育大会、全日本学生選手権等）で3位以上の成績を収めた者。ただし、団体競技等にあつては選手として登録された者に限る。

【競技種目】

陸上競技、体操（競技・新体操）、野球（硬式）、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、バドミントン、柔道、剣道、水泳（競泳・水球・飛込）、スキー（アルペン・クロスカントリー・ジャンプ）、レスリング、ボクシング、フェンシング、ウエイトリフティング、自転車、ホッケー、アーチェリー、スケート（スピード）

前記(1)の欠格条項について、虚偽の申告があつた場合又は助教諭以外で平成28年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、選考結果を無効とし、採用を取り消すものとする。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

平成27年5月15日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)と(ハ)は切り離さないこと。）

(イ) 志願書

(ロ) 受験票

(ハ) 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）

(ニ) 受験者登録票

(ホ) 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

(ヘ) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

(ト) 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）

(フ) スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し(ト)の「在職証明書」及び(フ)の「スポーツ特別選考調書」の様式は、山形県ホームページの「試験等情報」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、ダウンロードすること。

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること。）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ロ) 推薦書（厳封親展）

推薦書の様式は、第一次試験の合格者に送付するが、第一次試験の結果発表後に山形県ホームページの「試験等情報」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、ダウンロードすることができる。

(ハ) 志願者の資格要件の免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

(ニ) 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間及び受付時間並びに提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
平成27年5月18日（月）から 同 年5月29日（金）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当

イ 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成27年5月29日（金）までの消印のあるものに限りに受け付ける。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び志願校種・職並びに試験会場

期日	志 願 校 種 ・ 職	試 験 会 場
平成 27年 7月 25日 (土) 及び 同年 7月 26日 (日)	①小学校の教諭 ②特別支援学校小学部の教諭 ③中学校保健体育の教諭 ④特別支援学校中学部保健体育の教諭 ⑤高等学校保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む。） ⑥栄養教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目10番73号 （電話023(641)7311）
	①中学校音楽の教諭 ②特別支援学校中学部音楽の教諭 ③高等学校音楽の教諭	山形北高等学校 山形市緑町二丁目2番7号 （電話023(622)3505） ※7月26日の会場等については 7月25日に指示する。
	①中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ③高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、化学、生物、地学、英語、家庭（調理系）、水産の教諭 ④高等学校電気の教諭及び助教諭 ⑤養護教諭	上山明新館高等学校 上市市仙石650 （電話023(672)1701）
	①中学校技術の教諭 ②特別支援学校中学部技術の教諭	山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515 （電話023(654)2155） ※7月26日の会場等については 7月25日に指示する。

ロ 試験科目及び内容

- (イ) 集団討議（スポーツ特別選考を除く。）
(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

試験内容 志願 校種・職		筆 記 試 験		実 技 試 験	
		教 養	教 科 ・ 科 目		
一 般 選 考	小 学 校 教 諭	教職教養・ 一般教養	小学校の全教科	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳（25メートル）※水中からのスタート ・器械運動（マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択） 	
	中 学 校 教 諭	同 上	出願した教科	<ul style="list-style-type: none"> ○音楽 <ul style="list-style-type: none"> ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない。）。 また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲・・・歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること（ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可）。 なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。 ○美術 当日指示するもの ○保健体育 <ul style="list-style-type: none"> ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目） 武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス ○技術 当日指示するもの ○家庭 当日指示するもの ○英語 英語による面接 	
	特別支援学校教諭	同 上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ	
	高等学校	教 諭 助教諭	同 上	<ul style="list-style-type: none"> 出願した教科・科目 ○化学、生物及び地学にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。 ○電気にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○英語 英語による面接 ○家庭（調理系） 当日指示するもの
	養 護 教 諭	同 上	養護に関する専門科目	当日指示するもの	
	栄 養 教 諭	同 上	食育及び学校給食に関する専門科目		
社会人特別選考 現職教員特別選考		第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。 その他は、一般選考と同じに行う。			

教職大学院修了見込者特別選考	第一次選考試験を免除する。
身体障がい者特別選考	原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
スポーツ特別選考	「小論文」及び「面接」

ハ 日程

選考区分		一般選考・身体障がい者特別選考		現職教員特別選考 社会人特別選考	スポーツ特別選考
志願校種・職		小学校 特別支援学校 小学部	中学校 特別支援学校 中学部		
日 時					
7月25日(土)	午前8時30分	開場（受験者入口）			
	午前9時	集合完了（受験会場）			
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養		小論文	
	午前10時50分から 午後0時40分まで	教科・科目 (小学校及び特別支援学校小学部を除き、実技試験を課す教科及び職は、午後0時20分まで)			面接
	午後1時50分から 午後5時まで	実技試験 (実技試験を課す教科のみ)			
7月26日(日)	午前9時から	集団討議 実技試験	集団討議 (現職教員特別選考で小学校、特別支援学校小学部を受験する者は、実技試験も行う。)		
	午後5時まで	※26日の集合時刻については前日指示し、 詳細については当日指示する。			

7月25日（1日目）午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

ニ 当日持参するもの

- (イ) 受験票
- (ロ) 筆記用具（三角定規、コンパスを含む。）
- (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
- (ニ) 高等学校電気の受験者は、関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
 - 小学校及び特別支援学校小学部……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）
 - 保健体育……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）
 - 音 楽……………楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）
 - 美 術……………鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣
 - 技 術……………作業衣、木工用手工具（のこぎり、かんな）※12mm厚杉材の加工を行う。
鉛筆、消しゴム

○家庭及び家庭（調理系）……………実習衣

○養護教諭……………運動着又はスラックス

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志 願 校 種	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9月15日（火）及び9月16日（水） の2日間	山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515 (電話023(654)2155)
上記以外	9月15日（火）又は9月16日（水） のいずれか1日	

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽の内容は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。

なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作の内容は、当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、直定規、三角定規、コンパスとする。

5 選考試験結果の発表及び通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は平成27年9月3日（木）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は同年10月7日（水）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、各受験者あて通知する。したがって試験結果の口頭による開示は行わない。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

試験内容		筆記試験		実技試験	集団討議	満点	
		教職・一般教養	教科・科目				
志願校種・職							
○小学校 ○特別支援学校小学部		100点	100点	50点	50点	300点	
○中学校 ○特別支援学校 中学部			実技試験を行わないもの 150点				300点
			実技試験を行うもの 100点	50点			300点
○高等学校			実技試験を行わないもの 300点				450点
			実技試験を行うもの 200点	100点			450点
○養護教諭			100点	50点			300点
○栄養教諭		150点			300点		
○スポーツ特別選考		小論文150点、面接300点				450点	

選考基準：筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考
ただし、スポーツ特別選考は小論文及び面接の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

試験内容		模擬授業等	個人面接1	個人面接2	作文	実技試験	満点			
志願校種・職										
○小学校 ○特別支援学校小学部		150点	150点	100点	50点	50点	500点			
○中学校 ○特別支援学校中学部 ○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭										450点
○スポーツ特別選考										

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考

(3) 評価の観点

- イ 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ロ 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ハ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ニ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 留意事項

- (1) 併願の場合を除き、2校種以上に志願書を提出した場合は、全て無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く。）。
- (3) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず

切ること。

- (4) 試験会場への自家用車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- (5) 試験会場は敷地内禁煙とする。
- (6) 不明な点については、山形県教育庁総務課教職員室（電話023(630)2864又は023(630)2863）の教員採用担当に問い合わせること。
なお、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）上でも試験等に関する情報を提供している。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月15日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）231箱（予定数量）
 - (2) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚分入り）104箱（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 朝長通博 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
1の(1)から(2)までごとに次のとおり。
 - (1) 510,300円（1箱当たり）
 - (2) 151,200円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成27年5月15日

山形県収用委員会
会長 浜田敏

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等
所在 山形市大手町

地番	地目		公簿上の面積（㎡）	実測面積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況			
239番1	宅地	宅地	306.18	305.56	136.81
240番1	宅地	宅地	105.96	99.25	88.07

- 4 土地所有者の氏名及び住所

所在 山形市大手町

地 番	氏 名	住 所
239番1	有限会社須藤地所 代表取締役 須藤重孝	山形市城西町四丁目7番18号
240番1	石川 力	同 大手町9番13号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

所在 山形市大手町

地 番	氏 名	住 所	権利の種類
239番1	山形市 上下水道事業管理者 長谷川博一	山形市南石関27番地	使用権
240番1	同 上	同 上	使用権
	東北電力株式会社 代表取締役 海輪 誠	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用権
	東日本電信電話株式会社 宮城事業部山形支店長 北口 直子	山形市本町一丁目7番54号	使用権

6 裁決手続の開始を決定した日

平成27年4月22日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月15日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合医療情報システム保守運用支援業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2626 内線3167
- 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月30日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 随意契約に係る契約金額 207,944,571円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

平成27年 5月15日印刷
平成27年 5月15日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056